

平成24年度組織定員改正について

平成24年4月

内閣府（防災）

1. 概要

内閣府（防災）では、平成24年4月、東日本大震災後の防災行政へのニーズ・要求水準の高まりを踏まえ、巨大災害への対応力強化等のため、現時点で明らかに必要性が認められるポイントに係る体制整備を行う。

2. 主な改正事項（詳細別紙）

（1）巨大災害への対応力の強化のための組織人員規模の拡充

○5参事官制から7参事官制への拡充（防災計画担当及び被災者行政担当の新設）

○企画官1人（国際防災協力担当）の新設

（2）災害対応ステージ別編成（予防、応急、復旧復興等）から、政策機能別編成（調査企画、防災計画、緊急事態対処、事業推進、被災者行政等）への移行

（3）被災者目線に立った一貫した対策づくりの体制強化

○被災者行政担当参事官の新設

（4）企業、国民、国際社会との防災に関する連携強化のための体制づくり

○普及啓発・連携担当参事官の設置等

（5）経済・社会生活の基盤機能の維持・保全・回復に関する取り組み体制の充実・強化

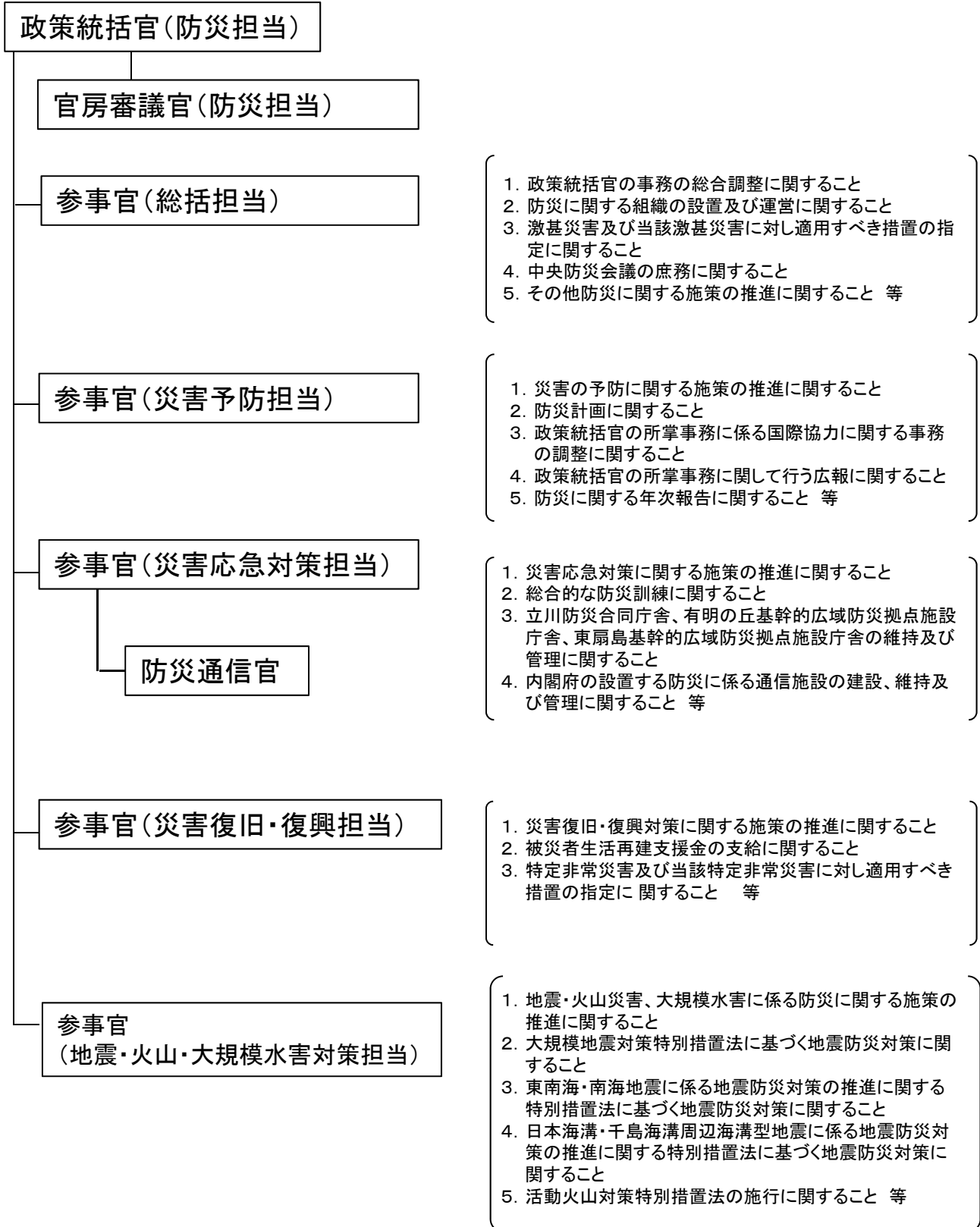
○事業推進担当参事官の設置等

3. その他

内閣府防災では、現在、中央防災会議の専門調査会である「防災対策推進検討会議」において、関係する法制や体制、想定される大規模災害への対応のあり方などについて、本年夏頃に予定している最終報告に向けて、検討を進めているところ。

これらの検討結果を踏まえ、今後とも、必要な体制整備に取り組んでいく所存。

内閣府防災の現行組織



平成24年度からの新組織

